表題部（土地の表示）	調製	平成１６年１１月２９日	不動産番号	４１０２０００５４８３１
地図番号	（Ｓ１）５５－２	筆界特定	余白	

所在		
由利郡岩城町亀田亀田町字下タ町		余白
由利本荘市岩城亀田亀田町字下タ町		平成１７年３月２２日行政区画変更 平成１７年５月２０日登記

①地番	②地目	③地積 ㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕
２９番２	畑	２１１		余白
余白	余白	２４６		③錯誤 国土調査による成果 〔平成２年７月３日〕
余白	宅地	２４６	００	②③平成４年１１月２５日地目変更 〔平成７年２月２４日〕
余白	余白	２４８	５５	③錯誤 〔平成９年１月１７日〕
余白	余白	余白		昭和６３年法務省令第３７号附則第２条第２項の規定により移記 平成１６年１１月２９日

権利部（甲区）（所有権に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
１	所有権移転	明治４４年７月３日 第９８１号	原因　明治４４年３月１４日寄付 所有者　秋田県 順位３番の登記を移記
	余白	余白	昭和６３年法務省令第３７号附則第２条第２項の規定により移記 平成１６年１１月２９日

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

（秋田地方法務局本荘支局管轄）

令和７年１０月１０日

秋田地方法務局　　登記官　鈴木弘之

＊　「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号　Ｋ７９１９４　（　１／１　）